第一 道路 法 の 一

部 改 正

自 動 運行補 助 施設の設 置

1 道 路 \mathcal{O} 附 属 物に、 自 動運行補助施設 (電子的方法、 磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ

とが できない 方法に ょ り 道 路 運 送 車 両 法 (昭 和二十六 年法 律 第百 八 + 五 号) 第 匹 + 条第 項 (第二十

号に · 掲 げ る自 動 運 行 装 置を 備 えて 1 る自 動 車 \mathcal{O} 自 動 的 な 運 行 を補 助 す るため \mathcal{O} 施 設 そ \mathcal{O} 他 れ に 類 す

る ŧ \mathcal{O} を 1 う。 以 下 同 で道路・ 上に 又 は 道 路 \mathcal{O} 路 面 下 に 、 第 十 八条 第 項に 規定す る道 路 管 理 者 が

設 け るも 0 を 追 加するものとすること。

2

(第二条 関 係

道 路 の附 属 物である自 動 運 行補 助 施 設 の性能 の基準 その他自 動 運行! 補助施設に関 L 必要な 事 項 は、

国土交通省令で定めるものとし、 道路管 理者 は、 道路 \mathcal{O} 附属物 である自 動 運行 補助施設を設置 た場

合に は いて は、 当 該 自 動 運 行 補助 施 設 \mathcal{O} 性 能、 当該. 自 動 運行 補 助 施設 を設置 L た道 路 \mathcal{O} 場 所そ 0) 他 必

要な 事 ず項を、 国土交通省令で定めるところにより、 公示しなければなら ない Ł のとすること。

第四 十五 条の二関係

道 路管理者 は、 道路 0) 附 属 物で あ る自動 運行 ·補助: 施 設 の設置状況を道路管理者が都 道 府 県 であ る場

合に あっては 国土交通大臣に、 市 町 村である場合にあっては 都道府県知 事に報告しなけ ń ば なら な 7

Ł のとし、 都 道 府県知事は、 市町 村 である道路管理者から当該報告を受けたときは、 その内で 容を国土

交通大臣に報告しなければならないものとすること。

(第七十六条関係

4 道 路 \mathcal{O} 占 用 \mathcal{O} 許 可 に 係 る 工 一作物、 物 件 又 は施設として自動 運 行補 助 施 記設を追. 加 する ŧ 0 自動

車 \mathcal{O} 自 動 運 転 12 係 る 技 術 \mathcal{O} 活 用に ょ る地 域 に お け る 持 続 可 能 な 公 共交 通 網 \mathcal{O} 形 成 又 は 物 資 \mathcal{O} 流 通 \mathcal{O} 確

保、

自

動

車

技

術

 \mathcal{O}

発達

その

他

安全

か

つ円

滑

な道

路

 \mathcal{O}

交通

 \mathcal{O}

確

保

を

义

る

活

動を行うことを目

的

る

法

人又はこれに 準ずるものとして国土交通省令で定める者が設ける自 動 運 行補 助 施設 0 道 路 \mathcal{O} 占用 に つ

1 ては、 道 路 \mathcal{O} 敷地 外に余地が ない ためにやむを得ない ものでなければならな いとの規定に か か わら

ず、 道 路 の占 用 の 許 可を与えることができるものとすること。 (第三十二条及び第三十三条関 係

一 特定車両停留施設の設置

1 道 路 \mathcal{O} 附 属 物 に、 特 定車 両 停留 施 設 (旅 客 \mathcal{O} 乗降 又 は 貨物 \mathcal{O} 積 卸 L に よる道 路に お け る交通 0) 混 雑

を緩 和することを目的として、 専ら道 路 運 送法 (昭 和二十六年法律第百八十三号)による一 般 乗 合旅

以 下 客自 する道路 八十三号)による一般貨物自 動 「特定車 軍運送 管理者が 事業若しくは 両」とい 設け るも · う。) 0) 一般乗用旅客自動車 動車 を同 をいう。 -運送事 時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一 以下同じ。) 業の用に供する自動車その他 運送事業又は貨物自動 を追加するものとすること。 の国土交通省令で定める車 車運送事業法 (平成元年法 (第二条関係) 項に規定 律第 両

2 Ļ ょ り、 道 路 当 管 該 特 指 定 理 者 定 車 をしようとするときは、 は 両 のうち まだ 供 当 用 該 \mathcal{O} 開 特 定車 始 が ない 両 停 国土交通省令で定めるところにより、 、特定車 留 施 設 を利 両停 留 用することができる車 施設に ついて、 国土交通省令で定めるところに 両 あ \mathcal{O} 種 5 かじ 類 を 指 め、 定す そ Ź 0 ŧ 旨を公 のと

示し なければ ならないものとすること。 (第四十八条の三十 関 **孫**()

3

特

定車

両停留施

設

 \mathcal{O}

構造及び設備の技術的基準は、

特定車

両停留施設を利用することができる特定

車 両 の種類ごとに、 国土交通省令で定めるものとすること。 (第四 十八条 の三十 関係

4 ならな 特 定 V) 車 ŧ 両停留施 0 とし、 設 当 に 該許 車 両を停留させようとする場合においては、 可 を受けようとする者は 停留 させる車 道 路 両 に 管理者 係 る 事 項、 0 許 当 可 該 を受け 車 両 なけ を 停 れば 留 3

せる日

時

その

他特定車

両停

留

施設を利用する特

定車

両

0

種類ごとに国土交通省令で定める事

項

を記

載

した申請書を道路管理者に提出しなければならないものとすること。 (第四十八条の三十二関 係)

5 道路管理者は、 4の許可をしようとするときは、 次の基準によって、 これをしなければならないも

のとすること。

(1) 当該 許 可 (T) 申請に係る車 両が特定車 一両のうち2により指定した種 類のものであること。

(2)当 該 許 可 \mathcal{O} 申 . 請 に係る事 · 項 が 特 定車 両 ·停留 施設 \mathcal{O} 構造 の保全及び 適 正 か 0 合理的 な利 用 0 確保、

安全か つ円滑 な道 路 \mathcal{O} 交通 \mathcal{O} 確 保 その 他 \mathcal{O} 観 点 か ら政 令で定め る基準 準 に適合するも 0 で あ

(第四十八条の三十三関係

道路管理者 は、 特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の 対象を明ら かに

6

した道路標識を設けなければならないものとすること。

(第四十八条の三十四関係)

7 道路管理者は、 道路管理者である地方公共団体の条例 (指定区間内の国道にあっては、 政令)で定

めるところにより、 特定車 · 両停留: 施 設に特定車 両を停留させる者から、 停留 料金を徴収す ることがで

きるものとし、 停留 料 .金を徴. 似する。 特定 車 両 停 留 施 設に つい て、 条 例 (国 道 に あっ て は、 国土交通 省

令 で定めるところにより、 停留 料金、 停留することができる時間その 他特 定 車 両停 留施設 0 利用に

関し必要な事項を公示しなければならないものとすること。

(第四十八条の三十五及び第四十八条の三十六関係)

三 災害が発生した場合における国土交通大臣による代行制度の拡充

国土交通大臣 は、 災害が発生した場合において、 都道府県又は市町村 からの要請に基づき、 当該都道

府県又は 市 町 村 に代わって次に 掲げる道 路 の管理 (高 度 \mathcal{O} 技術を要するも O又 は 高 度の 機械 力を使用

て実施することが 適当で あると認め 5 れ るも のに 限る。 を自ら行うことができるものとすること。

1 指定 区 . 間 外 \mathcal{O} 国 道、 都道 府 県道 又は 市 町 村道 \mathcal{O} 維 持 (道路 0 溶開 のた めに行うも \mathcal{O} に限る。)

2 都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事

(第十七条及び第二十七条関係)

四 限度超過車両の通行可能経路に係る確認制度の創設

1 限 度超過 車 両を通行させようとする者は、 当該限度超過車両について、 国土交通大臣の登録を受け

ることができるものとし、 登録を受けようとする者は、 実費を勘案して政令で定める 額の 手数料を国

に納めなければならないものとすること。

(第四十七条の四から第四十七条の九まで関係

2 登録 を受け た限度超過車両 (以下「登録車両」 という。 を通行させようとする者は、 国土交通省

令で定めるところにより、 国土交通大臣に対し、 通行可能経路の有無について、その 確認を求めるこ

とができるものとし、 確認 の求めをしようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額の 手数料 を国

に納 めなければならないものとすること。 (第四十七条の十第一項、 第二項及び第 五 項

関

係

3 2 0 求めを受けた国土交通大臣は、 国土交通省令で定めるところにより、 直ちに、 当該 求 めに係る

通 行 可 能 経 路 \mathcal{O} 有 無を判定 し、 その結果に つい て回答をするものとし、 通行 可 能経 路 が あ るときは

併せ その 内 容 及 び当該 通 行 可 能 経路 \mathcal{O} 通 行 に係 る通 行 時 間その 他 \mathcal{O} 通 行 方 法に 0 7 て 回答をする

ものとすること。

(第四十七条の十第三項関係

4 3 0 判定は、 判定基準 (登録車両の通行が当該登録車両に係る車両の幅等及び2の求め に係 る出 発

 \mathcal{O} 地 保全及び交通の か 5 目的 地 までの経路を構成することとなる道路 危 険 の防 止上支障がない ものであるかどうか の構造に関する情報に照らして、 を判定するための基準として、 当該 道 路 国土交 0) 構 造

通省令で定めるところにより道路管 理者が定めるものをいう。 6 及び 11にお **,** \ て同じ。) に基づき、

これを行うものとすること。

第四十七条の十第四項関係

登 録 車両 を3の回答の内容に従って通行させるときは、 第四十七条第二項及び第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は、 当

該登録車両について適用しないものとすること。

(第四十七条の十第八項関係)

6 国土交通大臣は、 3の判定をするため、 あらかじめ、 道路管理者 (国土交通大臣である道路 管 理者

を除く。 7及び8において同じ。) に協議 し、 その同じ 意を得て、 当該道路管理者の判定基準及び 当該

判定に係る道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの (以 下 「判定基 準等」 という。

)の提供を受けることができるものとすること。

第四十七条の十一第一項関係

7 6 \mathcal{O} 同 意をし た道 路管理者 は、 直 ちに、 その 判定基準等を国土交通大 臣 に 提 供 L な け れ ば な 5 ない

ものとすること。

、第四十七条の十一第二項関係

8 玉 土交通大臣は、 7によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道 路に (係る3 0 口

答 に関する情 報の提供を求められた場合には、 その求めに応じなければならないものとすること。

(第四十七条の十一第四項関係)

登 録 車 両 を 3 の回答 の内容に従って通行させる者は、 当該 ||登録車| 両ごとに当該 登 録 車 両 \mathcal{O} 通 行 経 路

9

及び 当該 登 録 車 両 に 積 載する貨物 \mathcal{O} 重量を記録するとともに、 当該 通 行 に係 る通行 時 間その 他 国土交

通省令で定め る事項を記録 Ĺ これらを保存しなければならないものとすること。

(第四十七条の十二第一項関係)

10 国土交通大臣は、 1から9までの規定を施行するため必要な限度において、 国土交通省令で定める

ところにより、 登 録 車 両 を 3 \mathcal{O} 口 答 の内容に従って通行させる者に対し、 9 \mathcal{O} 記録 そ 0) 他 必要な 事 項

に つ ** \ て 、 の 報 告を求 8) ることができるものとし、 当該 報告を受けたときは、 登 録 車 両 が 通 行 L た 経 路

を 構 成 す んる道 路 \mathcal{O} 道 路 管理者に対 Ĺ 国土交通省令で定め る事 項 を通 知 L な け れ ば な 5 な 1 ŧ \mathcal{O} とす

ること。

11

、第四十七条の十二第二項及び第三項関

係

玉 1土交通-大臣 は、 3 0 口 日答を迅 速 カ つ 適 確 に 実施するため、 登 録 事 項 及 び 判 定 基 準 等を 記 録 Ļ 並

び に保存するデー タベ 1 スを整備することができるものとし、 当該デ タベ 1 ス に 記 録さ れ た情報

判 定 基準そ <u>0</u> 他国土交通省令で定めるものに限る。 をインター ネット . (T) 利用 元その他 0 方 法に より公

表するものとすること。

(第四十七条の十三関係

12 道 路管 理者 は、 3 \mathcal{O} 口 答 \mathcal{O} 内 容 に 従わ な **,** \ で 車 両 を通行させてい · る者 に対 Ĺ 当 該 車 両 \mathcal{O} 通 行 \mathcal{O} 中

圹 総 重 量 \mathcal{O} 軽 減 徐 行そ \mathcal{O} 他 通 行 \mathcal{O} 方法に つ () て、 道 路 の構造 \mathcal{O} 保全 一又は・ 交 通 \mathcal{O} 危 険 防 止 \mathcal{O} た 80 (T)

必 要 な措 置をすることを命ずることができるものとすること。

(第四十七条の十四第一項関

係

1 活環 うとする道路と歩行 市 れ 7 す 来 Ś る 以 0 道 見通 ŧ 路管 外 歩 部 境 の市 行 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} を 理者 しその に 者 確 町 利 確 保 0 保 及 は 村 便 1 び 他 は、 て、 増 Ļ 地 道 進 \mathcal{O} 者 当 区 域 事 路 施 及 の安全 該 間 設等」 情を勘案して、 び \mathcal{O} \mathcal{O} 步行 構 活 を 市 町 定 力 造 か とい \mathcal{O} 村 8 者 創 \mathcal{O} て、 車 つ円滑な通行及び利便 \mathcal{O} う。 造 一両及び歩行者の通行 区 利 域 歩 便 に資するため、 内に 歩 行 \mathcal{O} 行者の安全か 者 増 \mathcal{O} 存する都道 利 適 進 便 に 正 資 カン 増 つするも 進 0 道 計 その管理する道路 つ円滑 路とし 並 \mathcal{O} 府 画 増進を図る上で密接な関連を有するもの 県が管理する道路であ のとして政令で定め びに沿道の土地利用 的 な 設置 て指定することができる な通行及び を誘 導することが \mathcal{O} うち、 利 便 る \mathcal{O} の状況並びにこれ つって、 増進 ŧ 歩 行 \mathcal{O} を 特 者 当該 4 义 ŧ に 0) \overline{y} 0 必 滯 及 指 要と認 び 留 快 定をしよ 5 \mathcal{O} 適 5 に 用 の将 に 指定 に供 な お 8 生 0 5 1

(第四 十 八 条の二十 関 係

1

て、

区

間を定めて、

歩行

者利

.便増進道路として併せて指定することができるものとすること。

2 行者 歩 行 \mathcal{O} 安全か 者 利 便 増 0 円滑 進 道 な通 路 に係 行 る道 及び)利便 路 の 構 \mathcal{O} 造 増 進 \mathcal{O} 技 が 図 術 られるように定め 的 基準 は、 これ に 6 より れ なけ 歩 行者 ń ば 利 便 ならな 増 進 *(*) 道 ものとするこ 路 に お け る歩

3 利 若 利 しく 便 便 都 増 道 \mathcal{O} 進 府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市 増 は 道 進 改築のうち、 に 路 資 \mathcal{O} 改築、 つするも 維持 O歩行 とし 者 若しくは て政 \mathcal{O} 滯 令 留 で定 修繕又は当 \mathcal{O} 用 12 \Diamond 供す る t |該歩 る部 \mathcal{O} を 分を確し 都 行 道 者利便增進道路 府 県 保するため た代 わ 0 7 \mathcal{O} に 歩道 附 行うことが 属 す \mathcal{O} んる道路 拡 幅 町 村 適 そ 当で \mathcal{O} は、 \mathcal{O} 他 附 当該 あ \mathcal{O} 属 ると 歩 物 行 歩 \mathcal{O} 認 行者 者 新 設 8 \mathcal{O}

4 2 \mathcal{O} 技 術 的 基準に適合する歩行者利便増進道 な設置を誘導するために指定 路 した区域 0 区域のうち、 道路 いて 管理者 が 歩 行 者 利 便 増 進 施 設 祭

(5にお

「利

便増

進

誘

導

区

|域|

という。

5

れ

る場

合

に

お

1

て

は

都

道

府県

に

協

議

Ļ

そ

0

同

意を得る

て、

これを行うことができるものとす

(第四

十八

条

か 二

一 十 二

関

係

 \mathcal{O}

適

正

カ

つ計

画

的

清 掃 内 に そ 設 \mathcal{O} けら 他 0) 措 れ る歩 置 で 行 あ って 者利 便増進 当 該 歩 行 施 設等 者利 便 (道路 増 進 施 \mathcal{O} 設 機 等 能 \mathcal{O} 又 へは道・ 設置 路交通 に 伴 1 必 環境 要となる \mathcal{O} 維 持 及び Ł \mathcal{O} が 向 併 上 せて を 义 るた 講 じら 8 0 れ

け るも れ ば \mathcal{O} に ならな 限 る。 ĺ١ と の \mathcal{O} 規 道 定に 路 \mathcal{O} か 占 か 用 わ に らず、 0 7 7 道 路 は 道 \mathcal{O} 占 路 用 \mathcal{O} 敷 \mathcal{O} 許 地 外 可 12 を与えることができるものとすること。 余 地 が な 1 た め に B む を 得 な 1 ŧ 0 でな

(第三十三条関係)

5 道路管理者は、 利便増進誘導区域における道路の占用の許可の申請を行うことができる者を公募に

の利 より決定することが、 便 \mathcal{O} 増進を図る上で特に有効で 道路を占用する者の公平な選定を図るとともに、 あると認められる歩行者利便増 進施 記等に 歩行者利便増進道 ついて、 公募によって 路 の歩行者

道路を占用する者を選定できるものとすること。

(第四十八条の二十三から第四十八条の二十九まで関係

六 自動車駐車場等運営事業

1 道路管理者 は 自 動 車 駐 車 場等運営権を設定する場合には、 道路法の規定にかかわらず、 当該 自 動

車駐 車場等日 運 営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係 る利用料金を自らの収入として収受

させるものとすること。

(第四十八条の四十関係)

2 自 動 車 駐 車 -場等] 運 営権を設定した道路管 理者 (3 及び 4 に お ζ) て 「 特 定道路管理者」 という。) は

自 動 車 駐 車 場 等 運 営 権 者 カン 5 届 け 出 5 n た利 用 料料 金 が ·道路: 法 \mathcal{O} 規定に 違反すると認めるときは、 自

動 車 駐車場等 運営権者に対 Ĺ 期限を定めて、 その利用料金を変更すべきことを命ずることができる

ものとすること。

(第四十八条の四十二第一項関係)

3 特定道路管理者は、 自動車駐車場等運営権者から民間資金等の活用による公共施設等の 整備: 等 の促

進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、

2の場合を除き、 当 該 届出 \mathcal{O} 内容を条例 (国道にあっては、 国土交通省令)で定める方法により公示

しなければならないものとすること。

(第四十八条の四十二第二項関係)

4 自 動 車 駐 車 場 等 運 営 権 者 が その 運営す る自 動 車 駐 車 · 場 郷等に つい 、て行う 国土交通省令で定め る 行 為に

0 7 て必 要な 工 事 , \mathcal{O} 承認、 道路 \mathcal{O} 占用 \mathcal{O} 許可 に つい 7 は、 自 動 車 駐 車 場 等 運 営権 者 と特 定 道 路 管 理

者との協 議 が 成立することをもって、 これらの規定による承認又は許可があっ たものとみなすものと

すること。

(第四十八条の四十五関係)

七 指定登録確認機関

1 国 土交通大臣 は、 道路 の交通の 適 切 な管理に資することを目的とする一般社 団 法 人又は 般財 団法

人であつて、 2 0) 業務 \mathcal{O} 実 施 等に 関 し基準に適合すると認められるものを、 そ の申 請 に ょ り、 指定登

録確認機関として指定することができる。

(第四十八条の四十六関係

(1) 3の事務を行うこと。

(2) 道路管理者の委託を受けて、 第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、 道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(第四十八条の四十九関係)

国土交通大臣 は、 その指定をする者に、 次に掲げる事務の全部又は一 部を行わせることができるも

のとすること。

3

(1) 匹 0 1 の登録 の実施に関する事務 (登録の取消しに関する事務を除く。

② 四の3の回答の実施に関する事務

(3)兀 $\overline{\mathcal{O}}$ 7 及び8の判定基準等の提供の受理並びに情報の提供に関する事務

4 四の10の報告の受理及び通知に関する事務

(第四十八条の五十関係)

その他所要の改正を行うものとすること。

八

(5)

几

 $\overline{\mathcal{O}}$

11

のデ

ĺ

タベ

スへ

の記

録

及び

公表に関する事務

独立行政法人日本 高 [速道路] 保 有 • 債務返済機構又は地方道路公社は、 高速道路等の管理者に代わって

第一 0 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 規定による公示、 第一の二の 4の規定による許可並びに 第一の 兀 $\overline{\mathcal{O}}$ 6 0 規定による協

議等を行うものとすること。

(第八条及び第十七条関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 道 路 整 備 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 0 特 別 措 置 に関 以する法語 律 (T) 部 改 正

玉 は、 都 道 府 県 又 は 市 町 村 が 歩行 者 利 便 増 進 道 路 \mathcal{O} 区 域 に お 1 7 建 設さ ħ る 電 線共 同 溝 \mathcal{O} 占 用 予 定者

に 対 L 電 線共 同 溝 ^ 0 電 線 \mathcal{O} 敷 設工 事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合又は 道 路法

第三十二条第一 項又は第三項 0) 規定による許可を受けて自 動 運 行 補 助施 設を設置しようとする者に対

自 動 運 行 補 助 施 設 の設置 「工事に 要する費用に充てる資金を無利子で貸し付 ける場合にお いて、 当該貸付

に必必 要な資 金 <u>の</u> 一 部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができるものとすること。

け

(第一条、第四条及び第五条関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第一の三の改正規定は公布の日から、 第一の四及び第一の七の改正規定は公布の

日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

附則第一 条関係)

所要の経過措置を定めるものとすること。

、附則第二条及び第三条関係

その 他所要の改正を行うものとすること。

律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

匹

 \equiv

この

法

(附則第五条から第十一条関係)

附

則第四

|条関|

係